

建設業者の皆様へ

入札・契約制度の改正の概要について（平成27年4月～）

本市入札・契約制度のより一層の透明性・公平性の確保のため、次の改正を行います。
実施時期は、平成27年4月1日とします。

1. 工事の設計金額に対応する等級の見直しについて

等級別の発注件数と業者数の状況を考慮し、等級別の公平な受注機会を確保するため、次の見直しを行います。

(1) 土木一式工事（市長部局）

等級	【改正前】	【改正後】
A	3,000万円以上	<u>4,000万円以上</u>
B	1,500万円以上 3,000万円未満	<u>1,500万円以上</u> <u>4,000万円未満</u>
C	1,500万円未満	1,500万円未満

(2) 建築一式工事

等級	【改正前】	【改正後】
A	5,000万円以上	5,000万円以上
B	1,500万円以上 5,000万円未満	<u>1,000万円以上</u> 5,000万円未満
C	1,500万円未満	<u>1,000万円未満</u>

(3) 電気工事

等級	【改正前】	【改正後】
A	1,000万円以上	<u>1,500万円以上</u>
B	1,000万円未満	<u>1,500万円未満</u>

2. 電子入札の運用について

本市では、建設工事・建設工事関連業務（測量、設計コンサルタント等）の一部業種にかかる入札に電子入札を利用しており、毎年、対象業種を拡大してきております。

平成27年度は、土木一式・建築一式工事のC等級及び電気・管・舗装・水道施設工事のB等級における格付等級指定型条件付一般競争入札に、電子入札の試行的な運用を予定しております。

電子入札により執行する案件の入札に参加いただくためには、入札参加資格審査申請による競争入札参加資格者名簿への登録とともに、本市電子入札システムの利用者登録が必要となります。

電子入札利用者登録等、電子入札システムの利用方法につきましては、本市公式ホームページ内「電子入札システムポータルサイト」に掲載しておりますのでご確認下さい。

3. 社会保険等未加入対策について

技能労働者の処遇の向上及び建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保並びに法定福利費を適正に負担する事業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため社会保険未加入対策を行います。

(1) 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入義務がある事業者については、社会保険等に加入していることを競争入札参加資格審査申請の要件とし、未加入である場合には、申請を受け付けませんとします。

(2) 下請契約における社会保険等未加入建設業者の確認等

受注者から提出された施工体制台帳等に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認します。適用除外でないにもかかわらず未加入である建設業者が、工事現場で作業従事している場合には、受注者（元請企業）に対して、当該業者に早期に加入手続きを進めるよう指導するよう求めます。受注者の指導によっても改善が図られない場合には、本市において、建設業の許可を受けた行政庁等へ通報を行います。

4. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴う対応について

(1) 受注者が暴力団員等と判明した場合における通報

受注者が暴力団員等であることが判明した場合には、契約規則等に基づき契約の解除を行い、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁へ通報を行います。

(2) 工事における入札金額の内訳提出の義務化

工事の入札又は見積もりの際は、その金額にかかわらず、入札等の金額の内訳を記載した書類（内訳書）を提出してください。

(3) 工事における施工体制台帳の作成及び提出の義務化

工事を受注し、下請契約を締結したときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳の写しを提出してください。現場掲示方法についても、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係

〒990-2412 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL023-641-1212 FAX023-624-9902

山形市上下水道部 総務課 契約係

〒990-0836 山形市南石関27番地

TEL023-645-1177 FAX023-645-1922